

ホール利用の主催者様へ感染症予防対策についてお願い
(2021年10月1日以降)

2021/9/28

秩父宮記念市民会館

●定員について

ホールの客席数はお客様同士の間隔を空けるため、原則最大503席以内(1階席のみ使用の場合は、360席以内)に調整をお願いします。(舞台との距離を保つため、原則1列目は利用できません。)また、市民会館があらかじめ感染症対策用に設定した座席表(別紙)で指定した席以外は利用できませんので、合わせてご確認ください。

設定した座席数の上限を超えた場合は事前にお客様へご入場をお断りしてください。ただし、利用制限の緩和に伴うリスクを軽減するための措置(別紙)を適正に行う旨の「新型コロナウイルス感染症拡大防止対策計画書」を提出し、会館で承認された催物については、例外扱いとして定員(1007席)までの利用を可能とします。

※舞台との距離を保つため、原則1階席1列目は利用できません。

●スタッフ・出演者の感染リスク事前確認について

市民会館に出入りする予定の出演者及びスタッフ全員の感染リスクを随時確認してください。報道資料等で感染者の情報・行動歴を確認し、市民会館に出入りする公演関係者全員(仕込み・バラシ・受付のスタッフ等を含む)が、感染が確認された場所、感染された方、及びその濃厚接触者の方と接触していないことを随時確認してください。該当した場合は、すみやかに市民会館に相談し、公演の実施・中止・延期について協議してください。

●当日のケータリングについて

飛沫感染・接触感染防止のため、大皿料理等の形式での食事をおこなわず、弁当など個包装されたものでご対応ください。食事をとる際は、極力時間をずらす・対面での食事や会話を避けるなど、感染リスクを下げる工夫を行ってください。

●お客様への対応について

発熱・咳・全身痛などの症状で体調のすぐれないお客様には、極力ご来場を辞退していただいでください。チケット・参加費の払い戻し等が発生する場合は、お客様に不便の無いように配慮してください。また、事前にその旨の案内を行い、報道資料等での感染者の情報・行動歴を確認してもらうように努めてください。

公演当日は会場入り口でのアルコール消毒と検温器にてお客様全員の検温を行い、37.5℃以上のお客様にはご入場を辞退するよう促してください。またご来場のお客様にもマスクの着用をお願いし、ご協力いただけないお客様には極力ご入場を辞退するよう促してください。

●施設内の換気・消毒について

施設内の換気等を定期的に行い、清掃や消毒など可能な限りの感染予防策をとってください。開場前や公演終了後には客席内・トイレ・ロビー・階段・手すり・備品等関係者・お客様が接触する範囲の清掃や消毒を随時行ってください。

●接客スタッフについて

お客様の接客にあたるスタッフは、マスクを必ず着用してください。合わせてチケットもぎり等で不特定多数のお客様と接するスタッフには、手袋の着用など感染リスクを下げる対応をお願いします。また受付等で、対面のお客様と接する場合は、アクリル板や透明ビニールカーテン等により遮蔽するよう努めてください。

●チケット販売について

チケットを販売する場合、市民会館作成の座席表（別紙）を必ず確認し、前売りの全席指定券で極力販売を行ってください。その際、座席表の利用可能席のみご指定くださいますようお願いいたします。

自由席や無料の催事に関しても、当日待機列が極力できないような誘導と、事前予約制にするなど、座席数(503席)を超えるお客様が来場しないように工夫をお願いします。なお、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策計画書を提出し、会館に承認された催物については、定員（1007席）を上限に上記の対策をお願いします。

●来場者の把握について

参加費の有無に関わらず、催事に参加した全てのお客様の連絡先を把握してください。また必要に応じて、保健所等の公的機関へ情報の提供をお願いする場合がありますので、事前にその旨をお客様へ周知し、催事終了後も一定期間連絡先の適切な保管をお願いします。

●開場・休憩時間・終演後について

開場や休憩時間は余裕をもたせて、過密にならないような誘導をお願いします。万が一受付やお手洗い等で待機列ができてしまった場合は、適切な間隔（最低1m）を空けるようお客様の誘導をお願いします。またロビーでの飲食や対面の会話は極力避けるようご案内をお願いします。終演後は混雑が予想されるので、退場時間をずらすなどの工夫をして、スムーズなお客様の誘導をお願いします。

利用制限の緩和に伴うリスクを軽減するための措置

「大声での歓声、声援等がないことを前提としうる催物」であり、次に掲げる 8 項目すべての対応が可能な場合は、制限（定員の 50%以下とする制限）を超える利用者数での利用が可能となります。

《制限の例外扱い対応要請 8 項目》

- ①手洗い、消毒を徹底すること
- ②マスク着用を徹底すること（着用率 100%）
※マスクを持参していない方がいた場合は、主催者側でマスクを配布し着用率 100%となるようにしてください。
- ③大声を出す者がいた場合、個別に注意及び対応等ができるよう人員を配置するなどの体制を整備すること
- ④演者が歌唱等を行う場合、舞台から客席まで一定の距離（最低 2m）を確保すること
- ⑤入退場列、休憩時間の密集を回避する措置（人員の配置、導線の確保等）や十分な換気を行うこと
- ⑥名簿を作成すること（参加者の連絡先を確実に把握する）
- ⑦参加者、出演者への検温を徹底すること
- ⑧「新型コロナウイルス感染症拡大防止対策計画書」を開催日の 2 週間前までに会館へ提出し、会館の承認を得ること

<参考：内閣官房より「11 月末までの催物の開催制限等について」>（一部抜粋）

○「大声での歓声・声援等がないことを前提としうるもの」の例は下記のとおり。

【音楽】クラシック音楽、歌劇、吹奏楽等のコンサート等

【演劇】現代演劇、読み聞かせ等 【舞踊】バレエ、現代舞踊等

【伝統芸能】人形浄瑠璃、歌舞伎等 【芸能・演芸】講談、落語、漫談等

【公演・式典】各種講演会、説明会、ワークショップ、入学式等

○「大声での歓声・声援等が想定されるもの」の例は下記のとおり。

【音楽】ロックコンサート、ポップコンサート等

【公演】キャラクターショー、親子会公演等